

平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会社名 株式会社 日住サービス
代表者名 代表取締役社長 鈴木恭輔
(コード番号 8854 大証第 2 部)
問合せ先 常務取締役管理担当 山崎英雄
(TEL 06-6343-1956)

内部統制システムの基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 22 日の取締役会において、内部統制システムの基本方針について、下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

1、取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業行動の適正化に関する事項を審議、決定する統括組織として、「内部統制委員会」を設置し、以下①から⑤のコンプライアンス体制を整備する。

- ①当社取締役・使用人が、社会人として、また企業人として法令、企業倫理および諸規程の遵守を徹底させる。
- ②また、取締役・使用人がコンプライアンスを自らの問題としてとらえ、業務運営に当たるよう定期的にコンプライアンス研修を実施・指導する。
- ③監査役および内部監査部門により、法令および定款への適合性を確認させる。
- ④取締役・使用人に法令・諸規程・企業倫理を遵守させ職務執行に関し適正な意思決定を確保する。
- ⑤法令・諸規程・企業倫理に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする社内通報制度を整備し、その運用を行う。

2、損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括する組織としても上記 1 の「内部統制委員会」で対応し、ここにリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合にも、迅速な危機管理対応を行い損害の拡大を防止する。

3、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の礎として、定例取締役会を原則2ヶ月に1回開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、経営方針および業務執行上の重要事項を決議するとともに取締役の職務の執行状況の監督等を行う。
- (2) 経営活動を効率的、機動的に行うための協議決定機関として、常務取締役以上の取締役で構成する「経営会」を原則毎月開催する。
- (3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程に基づき行う。
- (4) 取締役については、経営責任を明確にし、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、平成18年3月に開催された定時株主総会において定款変更を行い、取締役の任期を1年に変更した。

4、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報、その他重要な情報を文書により保存し、これら文書を別に定める文書管理規程、文書保存期間一覧表に定める期間中、厳正に保管・管理するものとする。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

5、当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、関係会社管理規程に基づき関係会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備するとともに、内部通報制度の関係会社への適用、当社監査役および内部監査部門にて関係会社の業務監査並びに法令遵守状況の監査を実施する。
- (2) 関係会社の経営については、不適切の取引または損失の危険を未然に防止するため事業内容の定期的な報告と重要案件について事前協議を行う。

6、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および取締役からの独立性に関する事項

- (1) 現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。
- (2) 監査役スタッフが置かれた場合、当該使用人は、監査役が指定する補助すべき期間中は、取締役から独立し不当な制約を受けないよう配慮するものとする。

7、取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役および使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。
また、取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
- (2) 監査役は、当社の会計監査人であるあずさ監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

以 上